



2022年5月25日

各 位

会 社 名 トレイダーズホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 金丸 貴行
(東証スタンダード市場・コード 8704)
問合せ先 取締役 新妻 正幸
(TEL 03-4330-4700 (代表))

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第23期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 事業内容の明確化

当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条を変更するものであります。

(3) 自己名義で保有していない機関投資家の議決権の代理行使の明確化

信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家が、株主総会に出席してその議決権を代理行使できることを明確化してグローバル投資家の参加を可能とするため、現行定款第18条の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>(1) ～ (3) (省 略)</p> <p><u>(4) 資金決済法に規定する仮想通貨交換業</u></p> <p>(5) ～ <u>(12)</u> (省 略)</p> <p><u>(13) 環境リサイクル装置、バイオマス発電施設等の製造・開発・販売及び運営管理</u></p> <p><u>(14) 売電事業</u></p> <p>(15) ～ (24) (省 略)</p> <p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>(1) ～ (3) (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(4) ～ <u>(11)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(12) 太陽光、バイオマス、風力、地熱、水力等の再生可能エネルギー資源を利用した発電所等を経営する法人の支援、環境ファンド組成等のコンサルティング業務及び付帯する業務</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(13) ～ (22)</u> (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第15条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 18 条（議決権の代理行使）</p> <p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>2. <u>前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第 18 条（議決権の代理行使）</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、取締役会において定める株式取扱規程に定めるところにより、信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家は、株主総会に出席してその議決権を代理行使することができる。</u></p> <p>3. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p><u>（附則）</u></p> <p><u>定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力が生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上